

長野県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第 1 号
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 199 条第 4 項の
規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果をここに公表す
る。

令和 2 年 1 月 7 日

長野県後期高齢者医療広域連合監査委員

由 井 美 成
中 島 義 浩

令和元年度定期監査の結果に関する報告

1 監査の実施方針

令和元年度定期監査実施計画に基づき、広域連合の財務に関する事務の執行及び経
営に係る事業の管理について、合規性及び正確性等の観点から監査を実施した。

2 監査の対象期間

令和元年度上半期分(平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで)

3 監査の実施日及び場所

- (1) 実施日 令和元年 12 月 12 日(木)
- (2) 場 所 NOSAI 長野会館 2 階会議室

4 監査の実施方法

提出された監査調書と帳票類に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員か
ら説明を聴取する等の方法により実施した。

(監査を実施した主な項目)

- ・ 各課の課題、目標
- ・ 主要事業（電算処理システム運用管理業務、社会保障・税番号制度運用業務、
広報事業、被保険者証等作成業務、保険給付業務、あはき施術療養費支給申請
書内容点検業務、長寿・健康増進事業等交付金交付事業、健康診査事業費補助
事業、歯科口腔健診事業、重複・頻回受診者等訪問指導事業、低栄養・重症化
予防事業）
- ・ 収入関係（執行状況）

- ・ 支出関係（執行状況）
- ・ 財産関係（備品管理）
- ・ 契約関係（契約方法）

5 監査の結果

監査を実施した結果、法令等を遵守し、概ね適正かつ効率的に執行されており、指摘事項、指導事項及び検討事項に該当すべきものは見受けられなかった。

今後も、効率的かつ効果的な事務事業の執行とともに、引き続き、適正な予算執行に努めていただくことをお願いしたい。